	〔2〕　その他のもの																						
040490.136	－　乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもので、乳幼児用調製粉乳用のホエイ等に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040490.137	－　その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	25.0%	R6		18.8%	16.7%	14.6%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
040490.138	－　その他のもの		X	S																			
040490.200	2　その他のもの	21.3%	R6	S	16.0%	14.2%	12.4%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド																						
0405.10	バター																						
	1　脂肪分が全重量の85%以下のもの																						
040510.110	〔1〕　独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第2項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕　その他のもの																						